#### 改正点① 会議の運営方法

<規約第6条関係>

#### 【現状・課題】

- ・15名(令和元年6月現在)のメンバーで構成されており、日程調整に難航し、出席できない委員が生じている。
- ・それにより、会議体としての機動性・迅速性が担保されていない。(共創分科会の設置承認が遅れた等)
- ・事務局によるメンバーへの事前説明回り等が、事務局・メンバー双方の負担となっている。
- ・それにより、委員参加希望者の要望に応えきれない事態が生じている。

#### 【対応策】

- ・メーリングリストの積極的活用。事前説明廻りの廃止。
- ・メンバーの招集による開催だけでなく**メールによる開催も可能とすることで機動性・迅速性を担保→**会議規約に明記

## 改正点② 分科会の運営方法

<規約第7条・分科会運営細則関係>

#### 【現状•課題】

- ・リーダーの自主的な運営に委ねているにも関わらず、開催形式がリーダーによるメンバーの招集を前提となっていたり、煩 雑な手続き(メンバーの選任、開催都度の公表)が多かったりと規定が実態と合っていない。
- ・細則上、活動状況等の公表の対象が「開催日時や議題、出席者、議事の概要などを記載した議事要旨」となってお り、多様な開催形式(ワークショップ・ツアー形式、不特定多数の参加者が集う形など)と合っていない。
- ・府市のホームページ掲載にあたっては、資料の確認などの対象者があまりにも多く、確認に時間を要する。

# 【対応策】

- ・メンバー選任を「議長承認制」から「届出制」に変更
- ・分科会の活動状況の府市のWEB掲載頻度を「開催したとき(都度)」から「定期的」に変更(四半期~半年に 1 回程度のイメージ)
- ※本体会議(事務局)としての一定の関与(状況把握、支援を含む。)が必要なため、議事要旨・資料については 引き続き、開催の都度リーダーから提出を求める。
- ・公表対象を細則上、詳細に規定せず「開催状況等」とし、**開催形式に合った公表内容とすることができるようにする。**

# (参考) メーリングリスト (ML) での意思形成等の流れ

### 【対象事項】

- ・会議メンバーの選任、議長の選任、
- ・分科会の設置及び廃止並びに分科会リーダーの選任(※分科会メンバーは届出制)
- ・実施事業について(大会に関することを含む。) (上記対象事項のうち、<u>軽易又は定例のものなど、必ずしもメンバーの招集の必要がないもの</u>) 【想定】
- ・メンバーの発意による分科会の設置承認
- 大会のチラシ・プログラム案など

議長が必要と判断(上記対象事項のうち、軽易又は定例のものなど、必ずしもメンバーの招集の必要がないもの)

- → 議決事項について事務局からMLにより議事を全メンバーに送付 → (議事についての可否の照会【1週間以上】)
- **→ 事務局においてメールでの回答を収集(回答がないメンバーには電話連絡必須)**
- → 議決(メール回答があったメンバーの過半数)→ 事務局からメンバーに議決結果の通知 (ML) ※同日が開催日

